

# 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について（申請・届出の手引）

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

京都市環境政策局環境企画部環境指導課

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

# 目次

<b>第1章 概要</b> . . . . .	1
1 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 . . . . .	1
2 用語の定義 . . . . .	1
3 対象区域 . . . . .	1
4 許可を要する土地の埋立て等 . . . . .	2
〈許可要否判断フロー図〉 . . . . .	3
<b>第2章 許可申請の流れ</b> . . . . .	4
1 許可申請を行う者 . . . . .	6
2 事前協議書の提出 . . . . .	6
(1) 事前協議書の内容について . . . . .	6
(2) 事前協議書の作成について . . . . .	6
(3) 添付書類の作成について . . . . .	7
3 周辺住民への周知 . . . . .	10
4 許可申請の手数料 . . . . .	10
5 許可申請書の提出 . . . . .	11
6 許可取得後に必要な手続等 . . . . .	11
(1) 変更許可の申請 . . . . .	11
(2) 軽微な変更の届出 . . . . .	11
(3) 着手の届出 . . . . .	12
(4) 土砂等の展開検査及びその報告 . . . . .	12
(5) 土壌の調査及びその報告 . . . . .	12
(6) 施工管理者の設置及び標識の掲示 . . . . .	12
(7) 帳簿の記載 . . . . .	13
(8) 書類の備付け及び閲覧 . . . . .	13
(9) 完了等の届出 . . . . .	13
(10) 地位の承継の届出 . . . . .	14
(11) 関係書類の保存 . . . . .	14
〈別表1 事前協議書及び許可申請書に添付する書類一覧〉 . . . . .	15
〈別表2 事前協議書及び許可申請書のとじ方〉 . . . . .	16
〈(別図) 土壌調査に用いる試料の採取方法〉 . . . . .	17
1 調査区域数 . . . . .	17
2 試料採取地点の考え方 . . . . .	17

<b>第3章 許可の基準</b> . . . . .	19
1 埋立基準 . . . . .	19
2 技術上の基準 . . . . .	23
3 周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準 . . . . .	24
<b>様式集</b> . . . . .	25
(第1号様式) 土地の埋立て等許可申請書 . . . . .	26
(第2号様式) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画 . . . . .	27
(第3号様式) 土砂等発生元証明書 . . . . .	28
(第4号様式) 土壌調査試料採取報告書 . . . . .	29
(第5号様式) 誓約書 . . . . .	30
(第6号様式) 土地の埋立て等変更許可申請書 . . . . .	31
(第7号様式) 土地の埋立て等変更届 . . . . .	33
(第8号様式) 土地の埋立て等着手届 . . . . .	34
(第9号様式) 展開検査報告書 . . . . .	35
(第10号様式) 土地の埋立て等施工管理台帳 . . . . .	36
(第11号様式) 土地の埋立て等完了届 . . . . .	38
(第12号様式) 土地の埋立て等廃止届 . . . . .	39
(第13号様式) 土地の埋立て等休止届 . . . . .	40
(第14号様式) 土地の埋立て等再開届 . . . . .	41
(第15号様式) 土地の埋立て等地位承継届 . . . . .	42
(第16号様式) 土地の埋立て等事前協議書 . . . . .	43
(第17号様式) 土地の埋立て等事前協議書 (変更) . . . . .	44
(第18号様式) 土地所有者等の同意書 . . . . .	46
<b>記載例</b> . . . . .	47
(第1号様式) 土地の埋立て等許可申請書 . . . . .	48
・土地の埋立て等の施工に関する計画書 . . . . .	50
・埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止 に関する計画書 . . . . .	51
(第2号様式) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画 . . . . .	52
(第3号様式) 土砂等発生元証明書 . . . . .	53
・土砂等の発生から処分までの処理工程図 . . . . .	54
・予定数量計算書 . . . . .	55
・予定数量計算測定図面 . . . . .	56
(第4号様式) 土壌調査試料採取報告書 . . . . .	57
(第5号様式) 誓約書 . . . . .	58
※ 土砂等の発生場所における土壌の調査に関する必要書類の作成 に当たっての留意事項 . . . . .	59
<b>お問い合わせ先</b> . . . . .	65

本書における条例等については、次表に掲げる略称を使用しています。

略号	条例等名称
条例	京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
規則	京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

また、本書における各種様式の表記については、次表のとおりです。

表記	内容
第○号様式	本書により定める各種様式
規則第○号様式	規則により定める各種様式

# 第1章 概要

## 1 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」は、建設発生土等の土砂等による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることを目的とするものです。

この条例では、土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（埋立基準）等を定めており、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を一律に禁止するとともに、一定規模以上の土地の埋立て等について、事前に許可を要するなどのルールを定めています。

## 2 用語の定義

### (1) 土砂等（条例第2条第1項）

「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいいます。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項の廃棄物は除きます。

### (2) 土地の埋立て等（条例第2条第2項）

「土地の埋立て等」とは、土地の埋立て（周辺地盤より低い土地に土砂等を投入する行為）、盛土（周辺地盤面より高く土砂等を盛る行為）、その他土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）又は土地における容器を用いた土砂等の保管（試験研究のために行うものを除く。）をいいます。

### (3) 埋立基準（条例第8条）

「埋立基準」とは、土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準をいいます（19～23ページ参照）。

## 3 対象区域

京都市域全域が規制の対象です。

#### 4 許可を要する土地の埋立て等（条例第10条第1項，規則第5条～第7条）

3,000平方メートル以上の土地の埋立て等を行おうとする者については，事前に許可を受けなければなりません。許可申請等の相談・受付は，都市計画局都市景観部開発指導課で行います。

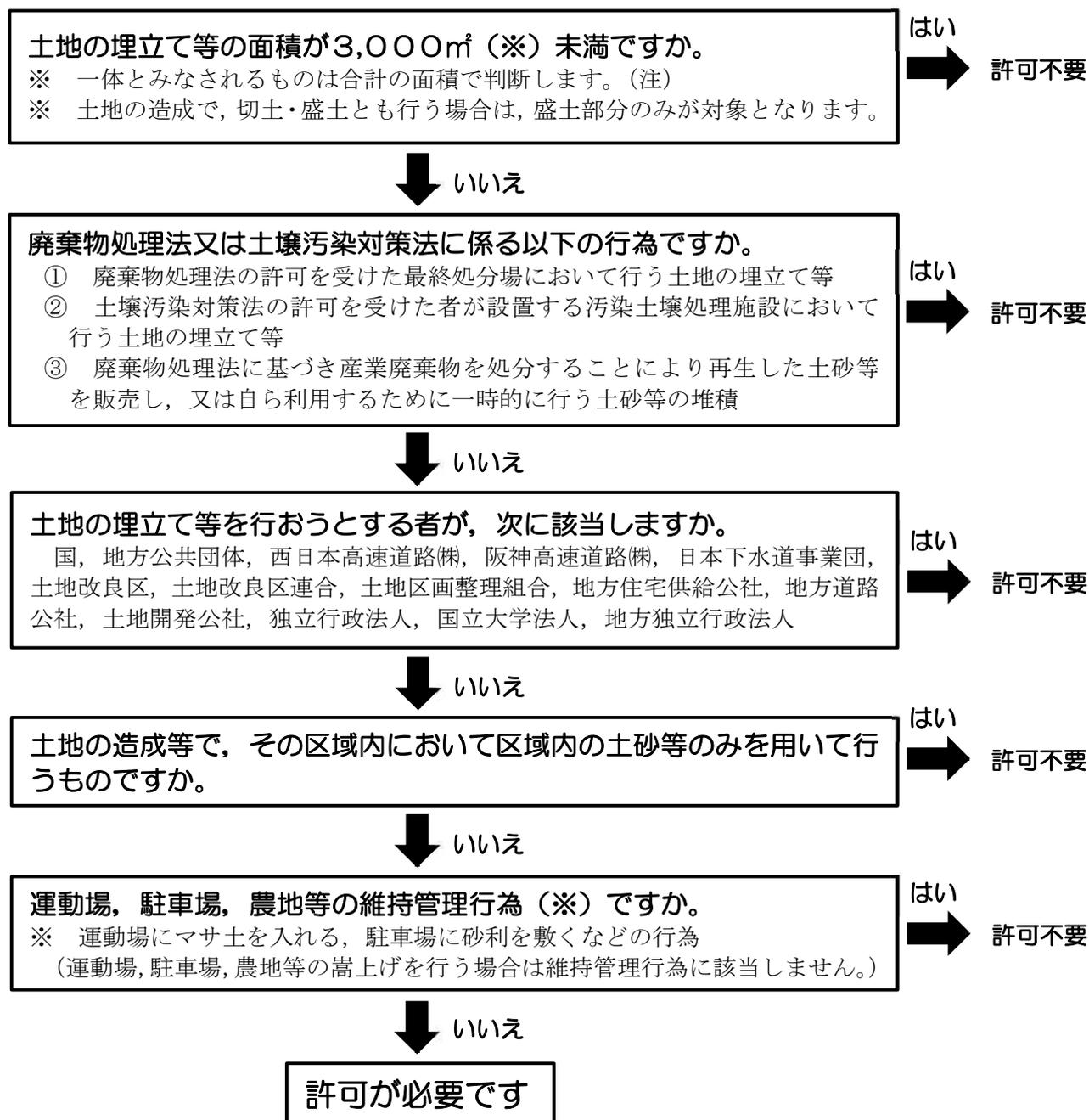
なお，次の場合は許可を受ける必要はありません。ただし，(1)～(3)を除き，埋立基準は適用されますのでご注意ください。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって，当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (2) 廃棄物処理法に基づく許可を受けた廃棄物の最終処分場において行う土地の埋立て等
- (3) 土壌汚染対策法に基づく許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等
- (4) 国，地方公共団体，その他規則で定める者※が行う土地の埋立て等
- (5) 廃棄物処理法の規定により産業廃棄物を処分することにより再生した土砂等を販売し，又は自ら利用するために一時的に行う土砂等の堆積
- (6) 採石法又は砂利採取法に基づき認可を受けて採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積
- (7) 運動場，駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等
- (8) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

※ 規則で定める者

- ・西日本高速道路株式会社 ・阪神高速道路株式会社
- ・日本下水道事業団 ・土地改良区 ・土地改良区連合
- ・土地区画整理組合 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社
- ・土地開発公社 ・独立行政法人 ・国立大学法人 ・地方独立行政法人
- ・上記のほか，国又は地方公共団体がその資本金，基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって，土地の埋立て等について，国又は地方公共団体と同等以上の生活環境の保全及び災害の防止の確保ができるものとして市長が認める者

《許可要否判断フロー図》



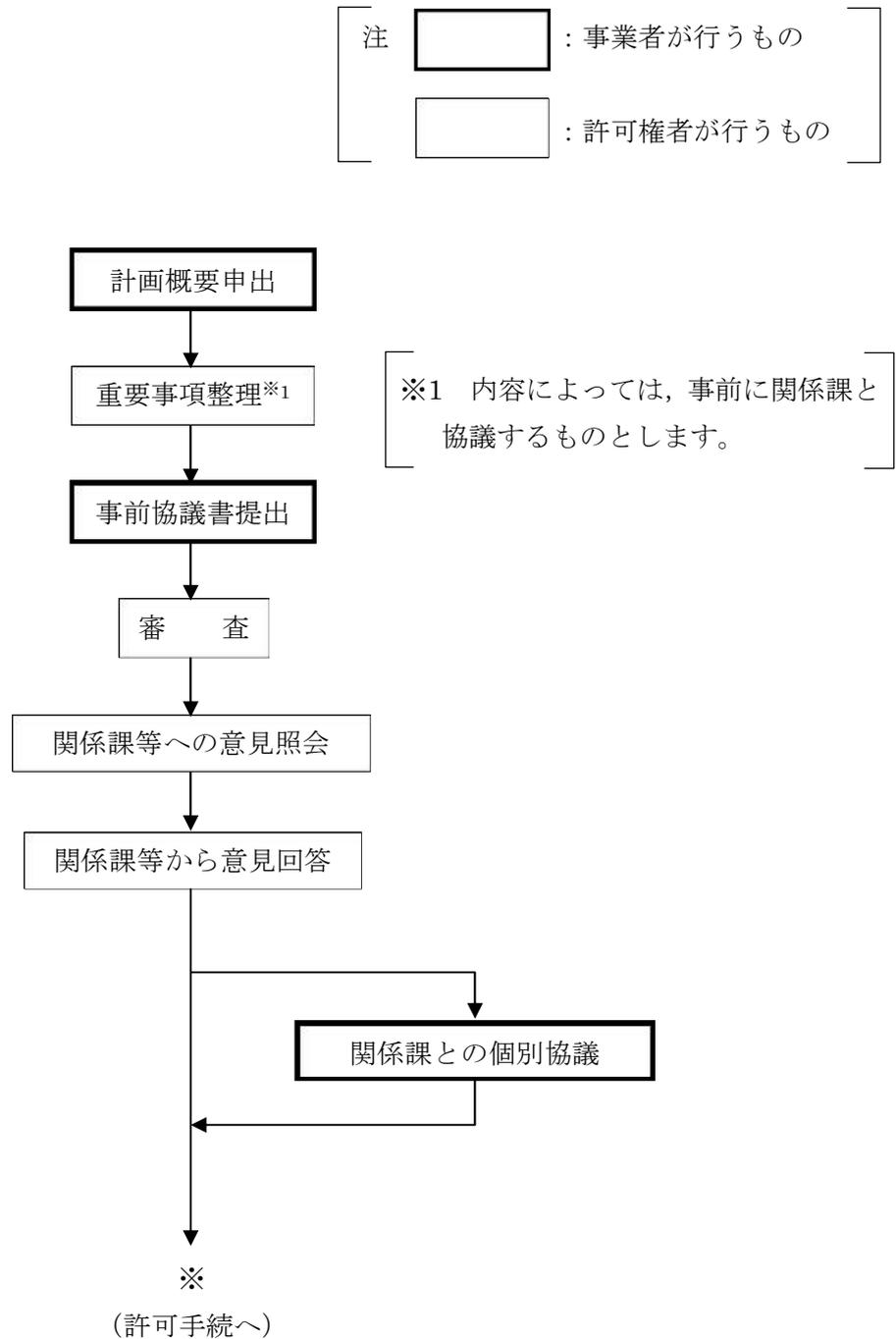
※ その他、採石法又は砂利採取法の認可を受けて採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積、非常災害の応急措置として行う土地の埋立て等についても対象外となります。

（注）当初は3,000平方メートル未満で行っていた土地の埋立て等を3,000平方メートル以上に拡大するような場合や、隣接地で土地の埋立て等を行う場合は、前後の行為の時間的、場所的の近接関係、行為者の同一性、行為の内容等から前後の行為が社会通念上、一体とみなされる場合には、一体の行為として許可等の手続を行うこととなります。

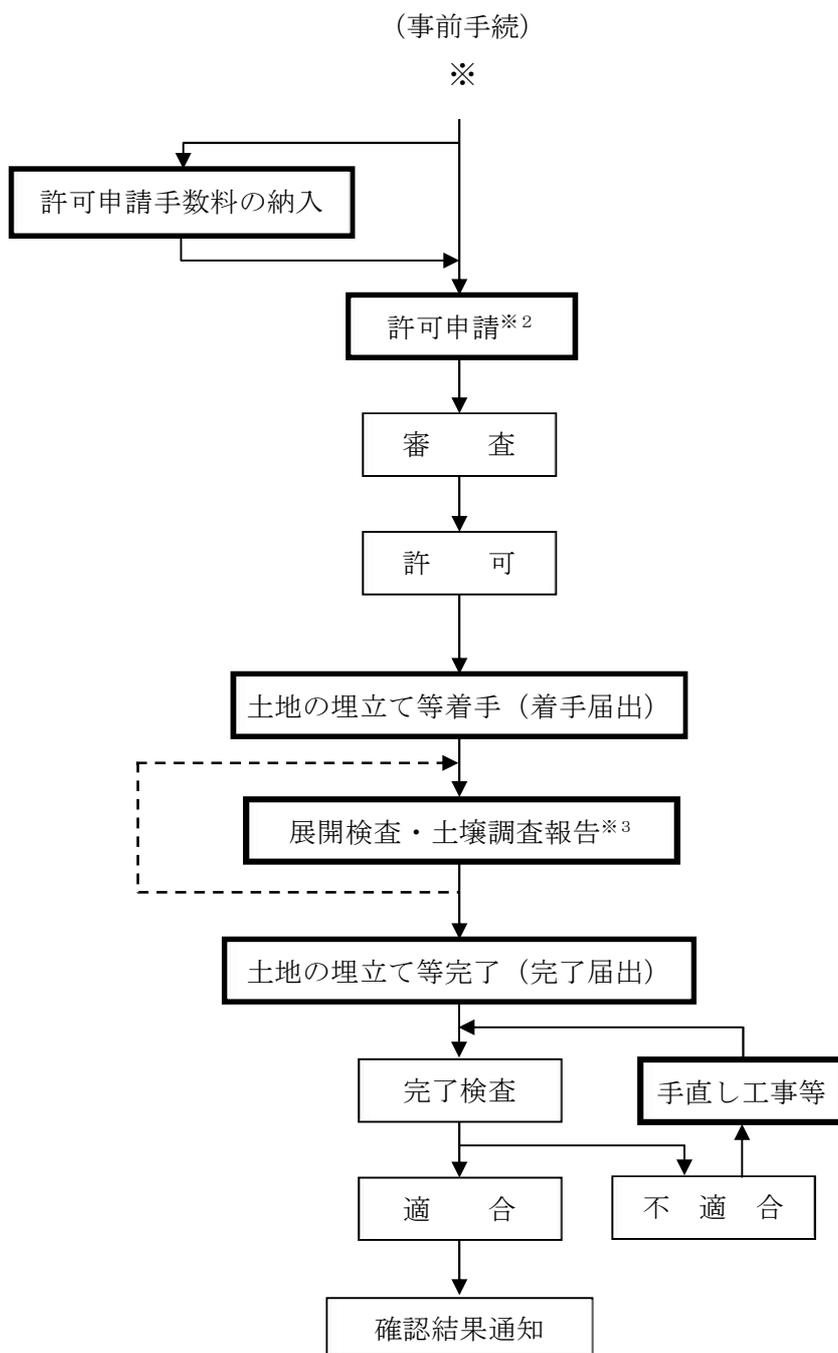
なお、同一性が認められる行為者の範囲には、同居している親族、役員、従業員、グループ企業、関連会社その他密接な人的関係又は資本的關係を有する者を含み、その他密接な人的関係又は資本的關係を有する者としては、隣接地又は準ずる土地において土地の埋立て等を行う者が同一の組み合わせで過去複数回にわたって土地の埋立て等をくりかえしている場合等が該当します。

## 第2章 許可申請の流れ

### (1) 事前手続の概要（フロー図）



(2) 許可手続等の概要（フロー図）



※2 許可申請までに周辺住民への周知を行い、その結果について許可申請書に記載してください（他法令等の許認可等に当たって周知済みの場合は、改めての周知は不要です。）。

※3 展開検査は搬入車両1台ごとに行い、検査の結果を3箇月の期間ごとに取りまとめのうえ、当該期間経過後1箇月以内に報告してください。

土壌調査は3箇月の期間ごとに行い、その結果について、当該期間経過後1箇月以内に報告してください。

土壌調査の実施に当たっては、環境計量証明事業者への依頼が必要です。

## 1 許可申請を行う者

- ・ 土地の埋立て等を行おうとする者が、許可申請を行います。  
(例) 宅地造成を行う開発者、残土処分場を運営する者等
- ・ 請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う者に該当します。

許可申請手続は、都市計画局都市景観部開発指導課（市役所分庁舎2階）にて受け付けます。また、許可手続に当たっては、事前協議制としています。

## 2 事前協議書の提出

### (1) 事前協議書の内容について

事前協議書（第16号様式）に次に掲げる事項（①～⑫）を記入のうえ、別表1（P15参照）に示す添付書類を併せて、別表2（P16参照）に示すとじ方で提出してください。協議書類は、フラットファイル又はファイルケース等で製本し、添付書類にはインデックス等を用いて別表2に記載の番号（1～21）で見出しを付けることとします。1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記してください。

事前協議書の必要部数はその都度、指示します。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者名、記名又は署名及び主たる事務所の所在地）
- ② 土地の埋立て等の目的
- ③ 埋立て等区域の位置
- ④ 埋立て等区域の面積
- ⑤ 土地の埋立て等を行う期間
- ⑥ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- ⑦ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- ⑧ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- ⑨ 土地の埋立て等の施工に関する計画（施工計画）
- ⑩ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（環境等保全計画）
- ⑪ 施工管理者の氏名及び連絡先
- ⑫ 周辺の住民への周知の方法

### (2) 事前協議書の作成について

- ① 計画者欄（許可申請書においては申請者欄）は、土地の埋立て等を行う者（土地の埋立て等許可申請を行う者）を記載し、計画者（申請者）が記名又は署名する。代理人が申請業務を代行する場合は、委任状に委任事項を明記のうえ、計画者（申請者）が署名又は実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付する。計画者（申請者）が法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証

明書（履歴事項証明）を添付する。

- ② 土地の埋立て等の目的欄は、埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、どのような目的で埋立て等を行うのか簡潔に記載する。
- ③④ 埋立て等区域の位置及び面積欄は、位置については、埋立て等区域の地番を全て記載する、又は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載する。面積については、実測による面積を記載する。  
なお、構造物の築造等のために一時的に掘削し従前の地形に復元する区域も埋立て等区域に含めること。
- ⑤ 土地の埋立て等を行う期間欄は、土砂等の搬入計画などから土地の埋立て等を行う期間を記載する。当該期間は、具体的に発生する土砂等の数量及び土地の埋立て等に必要となる土砂等の数量を見込んで記載する。
- ⑥⑦ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所欄は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元事業者名及び当該土砂等の発生場所の地番全てを記載することを原則とする。当該土砂等の発生元が複数あり欄内に収まらない場合は、別紙で一覧を添付する。
- ⑧ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量欄は、予定数量計算書による量を記載する。（各土砂等の発生の場所からの予定量の合計に概ね一致すること。）
- ⑨ 土地の埋立て等の施工に関する計画欄は、手引の記載例（P 4 8 及び P 5 0）を参考に、埋立て等の施工の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとに計画平面図等の内容に対応した文言を記載する。（当該計画は、規則第9条第1項各号に規定する技術上の基準（他法令等に基づく許可等を要するものについては、当該他法令等に係る基準）に適合した施工計画とすること。）
- ⑩ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画欄は、手引の記載例を参考に、規則第9条第2項各号に規定する各基準について、具体的に記載する。
- ⑪ 施工管理者（生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理者）の氏名及び連絡先欄は、土地の埋立て等を施工するために必要な権限を持った者で、埋立て等の工事施工中に現場に常駐できる者を記載する。
- ⑫ 周辺の住民への周知の方法欄は、埋立て等区域に近接する集落等の住民に対し、工期、土地の造成計画、施工計画、環境保全等計画、土砂等の搬入等を周知する方法を記載するとともに、周知した資料又は結果を記載した資料を添付する。（事前協議書には予定している周知の方法を記載しても差し支えないが、その場合は、許可申請書に周知した資料又はその結果を記載した書類を添付すること。）

### (3) 添付書類の作成について（P 1 5 **別表1**参照）

#### 1 埋立て等区域の位置図

- ・ 縮尺 1 / 25,000 ~ 1 / 10,000 程度で、道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺の状況が判別できるもの及び縮尺 1 / 2,000 程度で、埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるものを添付

する。

2 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）

ア 発行日から3箇月以内の原本を添付する。ただし、原本と照合できる場合のみ、複写を提出することができる。

イ 代理申請の場合は、委任状を提出する。

3 埋立て等区域の土地の登記事項証明書

ア 埋立て等区域の地番の全てについて添付する。また、隣接地の地番の要約書が必要となる場合もあり、これについては別途、指示します。

イ 発行日から3箇月以内の原本を添付する。ただし、原本と照合できる場合のみ、複写を提出することができる。

ウ 埋立て等区域の地番が二筆以上の土地にまたがる場合には、地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付する。

4 土地使用权原を証する書類

申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合は、土地使用权原を証する書類として、土地所有者の同意書、賃貸借契約書又は使用承諾書等を添付する。

なお、土地所有者の同意書を提出する場合は署名又は実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付する。土地所有者が法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書（履歴事項証明）を添付する。

5 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し

ア 不動産登記法第14条第1項に規定する地図がある場合は当該地図の写しを添付する。当該地図は、登記所に備え付けることとされている地図であり、精度の高い調査、測量の成果に基づいて作成されているが、備付けが完了していない地域があるため、その場合は、当該地図に代わって登記所に備え付けることとされている図面（いわゆる公図）の写しを添付する。

イ これら写しについては、埋立て等区域のものとし、地番、地目及び面積を明示し、埋立て等区域は朱書きとする。また、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載する。隣接地を含む図面の写しが必要となる場合もあり、これについては別途、指示します。

6 土地の埋立て等に用いる土砂等搬入計画

ア 第2号様式により作成する。

イ 場内発生土を併用する場合及び一部の発生元事業者が未定の場合は、当該土量についても記載する。

7 発生者が発行する土砂等の発生元を証する書類

ア 第3号様式により作成する。

イ 土砂等を発生させる事業の内容に応じて、当該土砂等が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物ではないこと等を証明できる者（事業者又は工事施工者）が作成する。なお、工事施工者が土砂等を購入して埋立て等に用いる場合、原則、販売者が廃棄物ではないこと等を証明することとなるが、工

事施工者が販売者に代わって証明する場合は、事前に廃棄物指導課に相談すること。

ウ 土砂等の発生者が署名又は実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付する。土砂等の発生者が法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書（履歴事項証明）を添付する。

#### 8 土砂等の発生から処分までの処理工程図

- ・ 埋立て等に用いる土砂等について、その発生元から当該埋立て等区域に至る流れがわかるよう、土砂等を発生させる建設工事の名称及び場所、その工事の発注者及び元請事業者名、発生土砂等の運搬事業者名並びに埋立て等施工事業者名等を明記した流れ図を作成する。

#### 9 埋立て等区域の現況図及び求積図

- ア 縮尺は、埋立て等区域の現況の形状が判別できるものとする。
- イ 求積図には、面積を求めた経過（計算式等）を簡単に記載する。

#### 10 埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図

- ・ 縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとする。

#### 11 埋立て等区域の排水施設の計画平面図

- ア 縮尺は、埋立て等区域の形状が判別できるものとする。
- イ 計画の根拠となった流量計算書等を添付する。

#### 12 土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図

- ・ 「1 埋立て等区域の位置図」及び「9 埋立て等区域の現況図及び求積図」に準じて作成する。

#### 13 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量の計算書

- ・ 土砂等の発生の場所（以下「発生場所」という。）について、埋立て等の計画に基づき予定数量を計算した書類を添付する。

#### 14 土砂等の発生の場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真（P 59～64「土砂等の発生場所においての土壌の調査に関する必要書類の作成に当たっての留意事項」参照）

ア 試料とする土砂等の採取は、土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分し、等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートル～10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い（P 17 別図参照）、採取した土砂等を等量混合して1試料（合計5地点分で1試料）とする。

イ 位置図は採取場所が確認できる平面図とし、当該地点の写真の撮影方向を併せて明記する。

ウ 土砂等の発生の場所において土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出がされ、同条第3項の規定による調査命令が発出されない場合でも、条例の土壌調査は省略できない。

エ 調査を行う場合は、事前に環境指導課に相談すること。

- 15 試料ごとの土壌調査試料採取報告書（P 5 9～6 4 「土砂等の発生場所においての土壌の調査に関する必要書類の作成に当たっての留意事項」参照）
- ア 第4号様式により，土砂等の発生元の事業者，工事施工者又は申請者等が作成する。
- イ 採取深度は，試料を採取した地表からの深さを c m 単位で記載する。
- 16 計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書類（土壌分析結果証明書）
- ア 試料の計量は，1 9～2 3 ページの表に定める方法により行う。
- イ 測定方法（複数の試料計量方法が認められている場合は，いずれの方法により計量したか）を明示したものを添付する。
- 17 擁壁を設置する場合は，擁壁の構造図及び展開図
- ・ 縮尺は，擁壁の形状が判別できるものとする。
- 18 擁壁を設置する場合は，擁壁の概要，構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 19 暴力団員等に該当しない旨の誓約書
- ・ 第5号様式により作成する。
- 20 他法令等に基づく許認可等を要するものである場合は，許認可等を受けたことを証する書類等
- ア 埋立て等の施工にあたり，この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には，当該許認可等の証書の写し及び平面図，断面図並びに開発指導課が求める資料を添付する（手続中の場合には，受付印のある許可申請書等の写し又は手続状況に係る申立書を添付し，許可証等の交付を受けた後，速やかに当該写しを提出する。）。
- イ 他法令等に基づく許認可等が複数ある場合には，当該法令等及び当該許認可等の名称，許認可等の所管主体並びに許認可等の年月日又は申請等手続中の旨を記載した一覧を添付する。
- 21 その他必要と認める書類
- ・ 上記のほか，市長が必要と認める書類がある場合には添付する。

### 3 周辺住民への周知

住民説明会やビラの配布等により周辺住民に計画内容を周知してください。他法令等の許認可等に当たって周知済みの場合は，改めての周知は不要です。

### 4 許可申請の手数料

許可申請をする際には次の許可申請手数料を納入してください。

新規許可	変更許可
5 9, 0 0 0 円	3 4, 0 0 0 円

- ・ 都市計画局都市景観部開発指導課にて納入通知書をお渡ししますので，京都市役所分庁舎 1 階の三菱 U F J 銀行にてお支払いいただき（午後 4 時まで受付），納

入通知書の半券を同課にお見せください。

- ・ 申請手数料は、不許可の場合や、取り下げをされた場合であっても返却できませんので、ご注意ください。

## 5 許可申請書の提出

許可の審査を受けるには、許可申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、添付書類（事前協議時に提出し、修正等をしたもの）と併せて提出してください。必要部数は別途、指示します。

なお、提出書類のとじ方は、別表2（P16）を参照してください。

## 6 許可取得後に必要な手続等

許可取得後は、着手届及び完了届等の提出、展開検査等の報告並びに関係書類の保存等が必要です。

### (1) 変更許可の申請

次の事項を変更しようとする場合には、変更許可を申請すること。

変更許可の申請に当たっては、事前協議書（変更）（第17号様式）及び添付書類（別表1のとおり）を提出し（必要部数はその都度指示する。）、事前審査を受けたうえで、変更許可申請書（第6号様式）を当該添付書類と併せて提出すること。許可年月日及び許可番号は、当初に許可を得たものについて記入することとする。必要部数は別途、指示します。

なお、提出書類のとじ方は、別表2を参照すること。

ア 土地の埋立て等の目的

イ 埋立て等区域の面積

ウ 土地の埋立て等を行う期間

エ 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

オ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所

カ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

キ 土地の埋立て等の施工に関する計画

ク 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

### (2) 軽微な変更の届出

次の事項を変更した場合には、その日から30日以内に土地の埋立て等変更届（第7号様式）を2部提出すること。法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、法人の登記事項証明書を添付すること。

ア 土地の埋立て等を行う期間（期間を短縮させるものに限る。）

イ 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量（数量を減少させるもの（のり面形状・擁壁の変更を伴うものを除く。）に限る。）

ウ 土地の埋立て等の施工に関する計画（期間短縮又は数量減少に係るものに限る。）

エ 氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）

オ 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

カ 施工管理者の氏名又は連絡先

キ 周辺の住民への周知の方法

(3) 着手の届出

土地の埋立て等に着手した日から10日以内に、土地の埋立て等着手届（第8号様式）を2部提出すること。

(4) 土砂等の展開検査及びその報告

搬入した土砂等を土地の埋立て等に供しようとするときは、搬入車両1台ごとに土砂等を展開して、土壌の汚染のおそれがある物の混入又は付着がないことを目視により検査すること（異常が認められる場合には、当該土砂等を土地の埋立て等に供さないこと）。

展開検査の結果を3箇月ごとに取りまとめ、当該期間経過後1箇月以内に、展開検査報告書（第9号様式）に土地の埋立て等施工管理台帳（第10号様式）の写しを添えて3部提出すること。

(5) 土壌の調査及びその報告

土地の埋立て等に着手した日から完了又は廃止するまでの間、3箇月ごとに、その間に土地の埋立等を行った区域の土壌の調査を行うこと。

その結果について、当該期間経過後1箇月以内に、次の書類を添えて土壌調査試料採取報告書（第4号様式）を3部提出すること。

ア 調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真

イ 採取した試料ごとの土壌分析結果証明書（計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書面（測定方法を明示したものに限る。））

(6) 施工管理者の設置及び標識の掲示

埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（施工管理者）を置き、必要な施工上の管理をさせること。

埋立て等区域又はその周辺の見やすい場所に、次の事項を記載した標識（規則第1号様式）を掲示すること。

ア 許可を受けた年月日及び許可の番号

イ 土地の埋立て等の目的※

ウ 土地の埋立て等を行う場所の所在地

エ 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名、住所（法人の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先※

オ 土地の埋立て等を行う期間※

カ 埋立て等区域の面積※

キ 施工管理者の氏名※

標識は、材質は風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上とすること。

※ 変更の許可等があった場合にあっては、その変更後のもの

(7) 帳簿の記載

埋立て等区域に土砂等を搬入する作業を行う日ごとに、土地の埋立て等施工管理台帳（第10号様式）に次の事項を記載して、帳簿を作成すること。

ア 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

イ 許可を受けた年月日及び許可の番号

ウ 作成者の氏名

エ 搬入時刻

オ 搬入車両の自動車登録番号又は車両番号

カ 搬入者の氏名又は名称

キ 運転者の氏名

ク 搬入した土砂等の数量

ケ 土砂等の積込み場所

コ 展開検査の結果

サ 施工作業の内容

シ その他埋立て等の施工に必要な事項

(8) 書類の備付け及び閲覧

許可を受けた日から、完了（廃止）届出又は許可取消しの日から5年を経過する日まで、埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に、次の書類を備え置き、生活環境の保全又は災害の防止に関し利害関係を有する者の求めがあるときは閲覧させること。

ア 許可申請書の写し

イ 帳簿

ウ 変更許可申請書の写し及び変更届の写し

エ 着手届の写し

オ 展開検査に係る報告書の写し

カ 土壌調査に係る報告書の写し

(9) 完了等の届出

土地の埋立て等を完了、廃止、休止（2箇月以上）、又は休止した土地の埋立て等を再開したときは、遅滞なく、次の届出を2部提出すること。

ア 完了した場合 土地の埋立て等完了届（第11号様式）

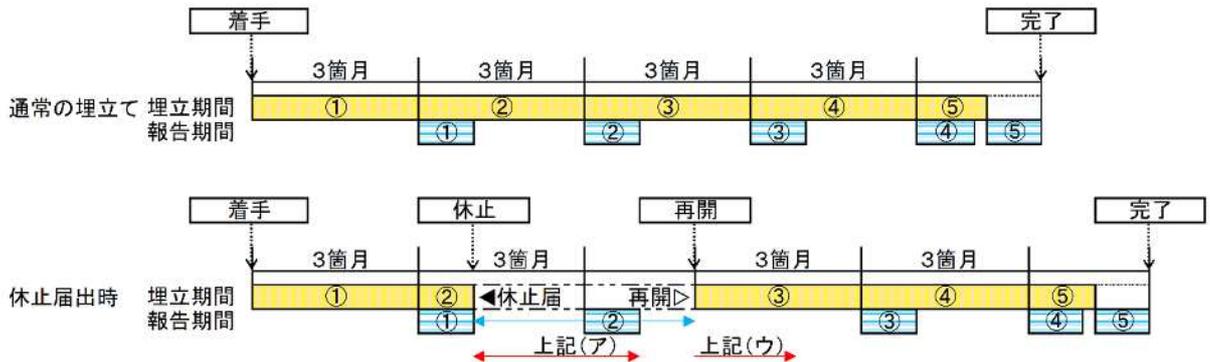
イ 廃止した場合 土地の埋立て等廃止届（第12号様式）

ウ 休止した場合 土地の埋立て等休止届（第13号様式）

エ 再開した場合 土地の埋立て等再開届（第14号様式）

休止した場合の土壤調査及び展開検査の期間の考え方について、

- (ア) 通常の埋立てと同様、土地の埋立て等に着手した日から3月ごとの各期間ごとに、土壤調査及び展開検査を実施し、当該各期間の経過後1月以内にその結果を報告すること。
- (イ) 当該報告書の提出がなければ、土地の埋立て等を再開することはできない。
- (ウ) 土地の埋立て等を再開する場合は、遅滞なく、土地の埋立て等再開届を提出すること。土壤調査及び展開検査の期間（3月）は新たに再開日の翌日から起算される。



(10) 地位の承継の届出

土地の埋立て等の許可を受けた者の地位を承継した場合は、30日以内に許可を受けた土地の埋立て等地位承継届（第15号様式）を2部提出すること。

地位承継届には、承継の事実を証する書類及び誓約書（第5号様式）を添付すること。

(11) 関係書類の保存

許可を受けた日から、完了（廃止）届出又は許可取消しの日から5年を経過する日まで、条例に基づき提出した書類の写し及び帳簿を保存すること。

## 事前協議書及び許可申請書に添付する書類一覧

番号	添付書類	新 規	変 更							
			埋 立 目 的	埋 立 面 積	埋 立 期 間	発 生 者	発 生 場 所	使 用 数 量	施 工 計 画	環 境 等 保 全 計 画
1	埋立て等区域の位置図	○	—	—	—	—	—	—	—	—
2	印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）〔3箇月以内〕	○	—	—	—	○	—	—	—	—
3	埋立て等区域の土地の登記事項証明書〔3箇月以内〕 ※ 二筆以上の土地にまたがる場合には、地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付する。	○	—	○	—	—	—	—	—	—
4	所有権を有しない場合は、土地使用権原を証する書類	○	—	○	—	—	—	—	—	—
5	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し	○	—	○	—	—	—	—	—	—
6	土地の埋立て等に用いる土砂等搬入計画（第2号様式）	○	※	※	○	○	○	○	※	※
7	発生者が発行する土砂等発生元証明書（第3号様式）	○	—	—	○	○	○	○	※	※
8	土砂等の発生から処分までの処理工程図	○	※	※	※	○	○	※	※	※
9	埋立て等区域の現況図及び求積図	○	—	○	—	—	—	○	○	※
10	埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図	○	—	○	—	—	—	○	○	※
11	埋立て等区域の排水施設の計画平面図	○	—	○	—	—	—	※	○	※
12	土砂等の発生の場所に係る位置図、現況図及び求積図	○	—	—	—	—	○	※	—	—
13	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書	○	—	—	—	—	—	※	—	—
14	土砂等の発生の場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び当該地点の写真	○	—	—	—	—	○	—	—	—
15	試料ごとの土壌調査試料採取報告書（第4号様式）	○	—	—	—	—	○	—	—	—
16	計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。）	○	—	—	—	—	○	—	—	—
17	擁壁を設置する場合は、擁壁の構造図及び展開図	○	—	※	—	—	—	※	○	※
18	擁壁を設置する場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	—	※	—	—	—	※	○	※
19	暴力団員等に該当しない旨の誓約書（第5号様式）	○	—	—	—	—	—	—	—	—
20	他法令等に基づく許認可等を要するものである場合は、許認可等を受けたことを証する書類	○	※	※	※	※	※	※	※	※
21	その他必要と認める書類									

（代理申請の場合は委任状を添付すること。）

「○」：必要

「※」：変更があれば必要

## 事前協議書及び許可申請書のとじ方

別表 1 に おける番号	提出書類（部数）	正 （1部）	副 （1部）	控(1) （別途指示）	控(2) （1部）	控(3) （1部）
①～⑫	事前協議書又は許可申請書（変更許可申請書）	○	○	△	△	△
1	埋立て等区域の位置図	○	△	△	△	△
2	印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）〔3箇月以内〕	○	△	△	—	—
3	埋立て等区域の土地の登記事項証明書〔3箇月以内〕	○	△	△	—	—
4	所有権を有しない場合は、土地権利権原を証する書類	○	△	△	—	—
5	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し	○	△	△	—	—
6	土地の埋立て等に用いる土砂等搬入計画（第2号様式）	○	△	△	—	—
7	発生者が発行する土砂等発生元証明書（第3号様式）	○	△	△	—	—
8	土砂等の発生から処分までの処理工程図	○	△	△	—	—
9	埋立て等区域の現況図及び求積図	○	△	△	—	—
10	埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図	○	△	△	—	—
11	埋立て等区域の排水施設の計画平面図	○	△	△	—	—
12	土砂等の発生の場所に係る位置図、現況図及び求積図	○	△	△	△	△
13	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書	○	△	△	—	—
14	土砂等の発生の場所において土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置図及び当該地点の写真	○	△	△	△	—
15	試料ごとの土壌調査試料採取報告書（第4号様式）	○	△	△	△	—
16	計量法に基づき登録された濃度に係る計量士が発行した土壌分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。）	○	△	△	△	—
17	擁壁を設置する場合は、擁壁の断面図及び背面図	○	△	△	—	—
18	擁壁を設置する場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	△	△	—	—
19	暴力団員等に該当しない旨の誓約書（第5号様式）	○	△	△	—	—
20	他法令等に基づく許認可等を要するものである場合は、許認可等を受けたことを証する書類	△	○	△	—	—
21	その他必要と認める書類					

注 1 ○印は原本を、△印はコピー（写真についてはカラーコピー）を添付してください。

注 2 とじる順番は、表の上から下の順番としてください。

注 3 変更許可の場合、表中の書類のうち変更内容に関する書類（別表 1 のとおり）を提出してください。

注 4 控(1)は、施工計画において公共施設（道路、河川等）に改変を加える場合等に提出が必要となります。

(別図)

## 土壌調査に用いる試料の採取方法

### 1 調査区域数

土壌調査に用いる試料の採取は、下記の方法で行ってください。

#### (1) 許可申請時

許可申請時の土壌調査については、発生場所の面積が3,000平方メートル以内の場合には、発生場所全体を調査区域とし、発生場所の面積が3,000平方メートルを超える場合は、発生場所を3,000平方メートル以内に等分した区域を調査区域として行ってください。

#### (2) 許可後

土地の埋立て等着手後、3箇月の期間ごとに行う土壌調査については、次表に掲げる埋立て等区域の面積の区分に応じ、埋立て等区域をそれぞれ表中の数以上に等分して行ってください。

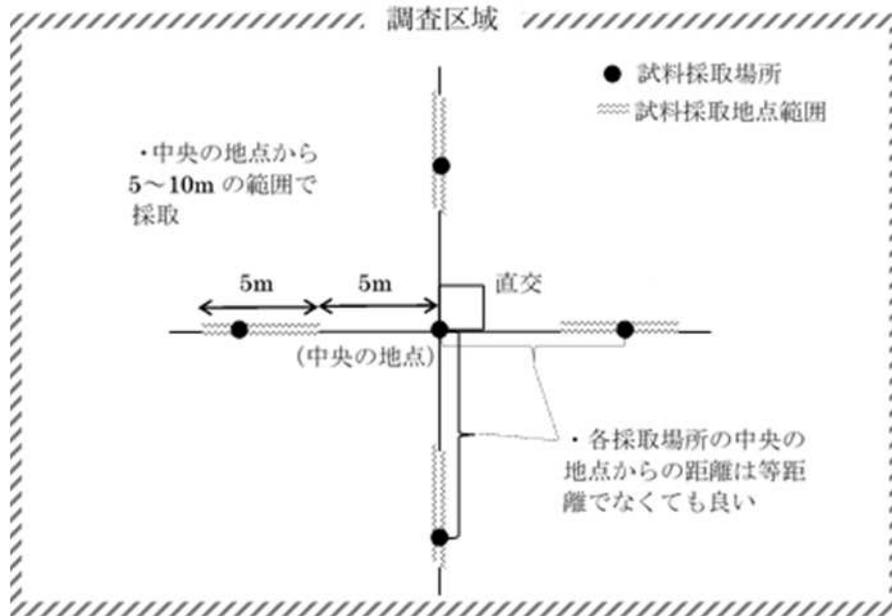
埋立て等区域の面積	区域数	埋立て等区域の面積	区域数
1 ha 未満	2	6 ha 以上 7 ha 未満	8
1 ha 以上 2 ha 未満	3	7 ha 以上 8 ha 未満	9
2 ha 以上 3 ha 未満	4	8 ha 以上 9 ha 未満	10
3 ha 以上 4 ha 未満	5	9 ha 以上 10 ha 未満	11
4 ha 以上 5 ha 未満	6	10 ha 以上	12
5 ha 以上 6 ha 未満	7		

### 2 試料採取地点の考え方

- ・ 採取した土砂等は、等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料として、試料の計量は、規則別表に定める方法により行ってください。
- ・ 採取深度に係る規定はありません。調査区域内を代表する深度から採取してください。なお、計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業者の名簿は、京都府計量検定所のホームページ等を参考に御覧ください。
- ・ 試料採取地点は、以下に示す(1)か(2)のいずれかに場合分けをしたうえで、それぞれの方法に従い決定することとします。試料採取地点が規定のとおり取れない場合は相談してください。

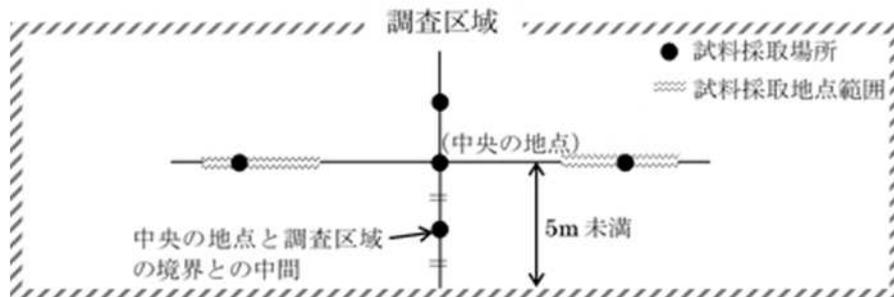
(1) 標準的な場合

試料とする土砂等の採取は、調査区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点とし、直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5～10メートルまでの4地点の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量としてください。(具体的には下図のとおり)



(2) 中央の地点と調査区域の境界までの距離が5m未満である場合

試料とする土砂等の採取は、調査区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点とし、直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量としてください。(具体的には下図のとおり)



## 第3章 許 可 の 基 準

条例の許可を受けるに当たっては、次の全ての条件(注)を満たす必要があります。

- 1 土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。
- 2 土地の埋立て等の施工計画が技術上の基準（土砂等の流出や擁壁の崩壊等の災害を防止するために満たすべき基準）に適合していること。
- 3 土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準（管理体制等）に適合していること。

(注) その土地の埋立て等が、次の法令等に基づく許可等を受けて行われるものである場合、上記1～3の条件のうち、2の技術上の基準のみ適用除外となります。

- (1) 採石法第33条の規定による認可
- (2) 森林法第10条の2第1項の規定による許可
- (3) 道路法第24条の規定による承認又は同法第91条第1項の規定による許可
- (4) 地すべり等防止法第11条第1項の規定による承認又は同法第18条第1項の規定による許可
- (5) 宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可
- (6) 河川法第20条の規定による承認又は同法第27条第1項、第55条第1項若しくは第57条第1項の規定による許可
- (7) 砂利採取法第16条の規定による認可
- (8) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
- (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可
- (10) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可
- (11) 砂防指定地管理規則（平成15年京都府規則第21号）第4条第1項の規定による許可

### 1 埋立基準（条例第8条第1項、規則第3条）

（お問い合わせ先：環境政策局環境企画部環境指導課）

土地の埋立て等に用いる土砂等は、次表の項目ごとに、同表の測定方法により測定した値が、基準値を満たすものであること。

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102 38に定める方法（38.1.1及び38備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102 54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102 65.2（65.2.7を除く。）に定める方法（65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102 61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法

P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125 5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては規格K0125 5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1に定める方法

チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102 67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102 34.1(34備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-66の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあっては、規格K0102 34.1.1c)に定める操作(34.1.1c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び34備考1に定める操作を除く。)を行うものとする。) )
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102 47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考1 検液は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46

- 号) 付表に従って作成するものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
  - 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K 0 1 2 5 5. 1, 5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K 0 1 2 5 5. 1, 5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 2 技術上の基準（条例第11条第1項第2号，規則第9条第1項）

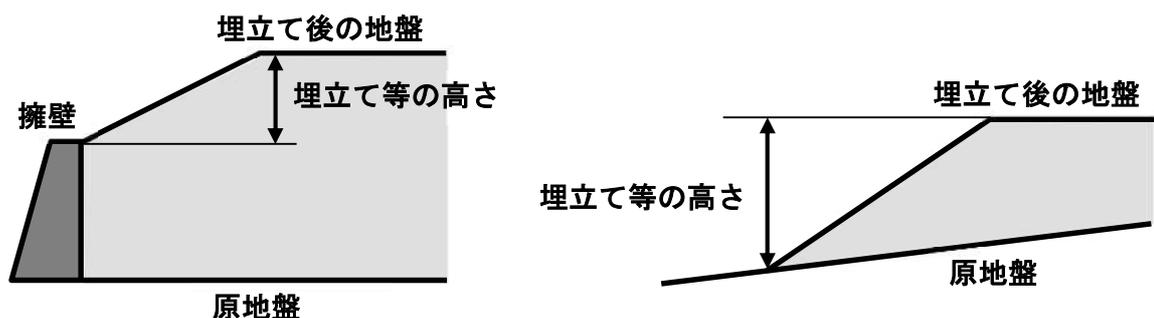
（お問い合わせ先：都市計画局都市景観部開発指導課）

土地の埋立て等の施工に関する計画は、次の基準に適合するものであること。なお、本書に具体的な定めのない事項については、「京都市開発技術基準」及び「宅地防災マニュアル」に従うこと。

- (1) 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合には、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講ずること。
- (2) 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じるのり面（擁壁部分を除く）の最下部と最上部の高低差）及びのり面の勾配は、次のとおりとすること。

		埋立て高さ	のり面の勾配
一時的な堆積の場合		5メートル以下	1：2以上
一時的な堆積でない場合	安定計算等を行う場合	安定計算等により安全が確保される高さ	1：1.8以上かつ安定計算等により安全が確保される勾配
	その他の場合	10メートル以下	1：1.8以上

※ 安定計算等とは、盛土の安定計算や原地盤が軟弱地盤か否かの調査のことを指し、谷埋め盛土、腹付け盛土等を行う場合は、安定計算等を行う必要がある。



- (3) 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (4) 土地の埋立て等が一時堆積である場合における原地盤の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。
- (5) 擁壁を設置する場合、その構造は宅地造成等規制法施行令第6条から第10条まで及び第14条の規定に適合させること。
- (6) 土地の埋立て等を施工した後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講じること。
- (7) のり面は、土地の埋立て等が一時堆積である場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。
- (8) 地表水等により崖崩れや土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、排水施設を設置することとし、その構造等は、宅地造成等規制法施行令第13条の規定に適合させること。

### 3 周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準（条例第11条第1項第3号、規則第9条第2項）

（お問い合わせ先：都市計画局都市景観部開発指導課）

土地の埋立て等を行う区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が次の基準を満たすものであること。

- (1) 施工管理者が常駐していること。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- (3) 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設け、当該柵等は、埋立て等区域内を容易に目視することができる構造とすること。
- (4) 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は、施錠すること。
- (5) 土砂等の搬出入に伴う土砂等の飛散を防止するための措置を講じること。
- (6) 他の交通に支障を生じさせないように努めるとともに、支障を生じると予想される場合においては、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。

# 様式集

土地の埋立て等許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名、記名又は署名)  連絡先

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
土地の埋立て等の目的			
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積	m <sup>2</sup>
土地の埋立て等を行う期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所			
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m <sup>3</sup>		
土地の埋立て等の施工に関する計画			
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画			
施工管理者の氏名及び連絡先			
周辺の住民への周知の方法			

注 「土地の埋立て等の施工に関する計画」及び「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画」の欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、計画書を添付してください。

第2号様式

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬入計画				
	予定量 (m <sup>3</sup> )	最大日量 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	搬入時間	発生場所
合計					

### 土砂等発生元証明書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
土砂等の発生者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	土砂等の発生者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名、記名押印又は署名)  印  連絡先

<p>京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項又は第14条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、<b>次の場所から発生する</b>ものであること、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。</p>	
事 業 名	
事 業 場 所	
事 業 発 注 者	
事 業 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事 業 に 係 る 土 砂 等 の 発 生 量	m <sup>3</sup> (うち処分契約量 m <sup>3</sup> )
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 の 発 生 量	m <sup>3</sup>
発 生 土 砂 等 の 運 搬 者	
発 生 土 砂 等 の 最 終 処 分 者	

注 「発生土砂等の運搬者」及び「発生土砂等の最終処分者」の欄には、氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)を記載してください。

土壌調査試料採取報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名）  連絡先

次のとおり土壌の調査の試料を採取したので報告します。	
検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	(別添採取位置図のとおり)
採 取 日 の 天 候	
採 取 深 度	

注 「検体番号」の欄には、この報告書に係る土壌分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。



土地の埋立て等変更許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	令 和 年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名)
	連絡先

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
許 可 年 月 日	令 和 年 月 日
許 可 番 号	

変更事項	変更の概要	変更の理由
土地の埋立て等の目的	変更後	
	変更前	
埋立て等区域の面積	変更後 m <sup>2</sup>	
	変更前 m <sup>2</sup>	
土地の埋立て等を行う期間	変更後 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	変更前 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生場所	変更後	
	変更前	

土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	変更後	
	変更前	
土地の埋立て等の施工に関する計画	変更後	
	変更前	
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画	変更後	
	変更前	

- 注1 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第2項各号に掲げる書類のうち、当該許可により変更しようとする事項に関する書類を添付してください。
- 2 変更のない事項については、空欄のままとしてください。欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付してください。

変更前の許可内容			
土地の埋立て等の目的			
埋立て等区域の位置及び面積	位置		面積 $m^2$
土地の埋立て等を行う期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所			
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	$m^3$		

土地の埋立て等変更届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名)  連絡先

土地の埋立て等に係る事項を変更したので、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第3項の規定により次のとおり届け出ます。		
許 可 年 月 日	令和 年 月 日	
許 可 番 号		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		

注 法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。

土地の埋立て等着手届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名, 記名又は署名)  連絡先

<p>土地の埋立て等に着手したので, 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
着 手 年 月 日	令和 年 月 日

展開検査報告書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名）
	連絡先

<p>展開検査の結果について、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により次のとおり報告します。</p>	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
対 象 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日
期間中の搬入車両数	
展 開 検 査 の 結 果	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり
検 査 者 氏 名	

注 「展開検査の結果」の欄には、該当項目の□に☑印を付けるとともに、異常ありの場合には、同欄に当該異常の内容及びこれに対して講じた措置の内容を記載してください。

土地の埋立て等施工管理台帳

(1面)

土地の埋立て等の 許可を受けた者	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	

作成者氏名

	搬入時刻	自動車登録番号 又は車両番号	搬入者	運転者	搬入数量 (m <sup>3</sup> )	土砂等の積込み場所	展開検査の 結果
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

施工作業の内容	
その他埋立て等の 施工に必要な事項	

土地の埋立て等完了届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名, 記名又は署名)  連絡先

<p>土地の埋立て等を完了したので, 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

土地の埋立て等廃止届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名, 記名又は署名)  連絡先

<p>土地の埋立て等を廃止したので, 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
廃 止 年 月 日	令和 年 月 日

土地の埋立て等休止届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名, 記名又は署名)  連絡先

<p>土地の埋立て等を休止したので, 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
休 止 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

土地の埋立て等再開届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名, 記名又は署名)  連絡先

<p>土地の埋立て等を再開したので, 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
休 止 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
再 開 年 月 日	令和 年 月 日

土地の埋立て等地位承継届

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名)  連絡先

許可を受けた者の地位を承継したので、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第23条第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	
承 継 前 の 許 可 を 受 け た 者	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	令和 年 月 日

- 注1 「承継前の許可を受けた者」の欄には、氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)を記載してください。
- 2 承継の事実を証する書類及び暴力団員等に該当しない旨の誓約書(第5号様式)を添付してください。

土地の埋立て等事前協議書

(あて先) 京都市都市計画局都市景観部開発指導課長	令和 年 月 日
計画者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	計画者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名)  連絡先

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による許可を受けたいので、関係書類を添えて事前協議書を提出します。			
土地の埋立て等の目的			
埋立て等区域の位置及び面積	位置		面積 $m^2$
土地の埋立て等を行う期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所			
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	$m^3$		
土地の埋立て等の施工に関する計画			
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画			
施工管理者の氏名及び連絡先			
周辺の住民への周知の方法			

注 欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付してください。

土地の埋立て等事前協議書（変更）

(あて先) 京都市都市計画局都市景観部開発指導課長	令和 年 月 日
計画者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	計画者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名）  連絡先

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項の規定による許可（変更許可）を受けたいので、関係書類を添えて事前協議書を提出します。	
許 可 年 月 日	令和 年 月 日
許 可 番 号	

変更事項	変更の概要	変更の理由
土地の埋立て等の目的	変更後	
	変更前	
埋立て等区域の面積	変更後 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>	
	変更前 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>	
土地の埋立て等を行う期間	変更後 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	変更前 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生場所	変更後	
	変更前	

土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	変更後	
	変更前	
土地の埋立て等の施工に関する計画	変更後	
	変更前	
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画	変更後	
	変更前	

注 変更のない事項については、空欄のままとしてください。欄内に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付してください。

変更前の許可内容			
土地の埋立て等の目的			
埋立て等区域の位置及び面積	位置		面積 $m^2$
土地の埋立て等を行う期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所			
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	$m^3$		



# 記 載 例

第1号様式

土地の埋立て等許可申請書

(あて先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〇〇府・県〇〇市〇〇町〇〇番地	申請者の氏名(法人にあっては、名称、代表者名、記名又は署名) 〇〇株式会社 代表取締役 京都 太郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。				
土地の埋立て等の目的	宅地開発のための盛土			
埋立て等区域の位置及び面積	位置	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	面積	5,000㎡
土地の埋立て等を行う期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所	A建設株式会社, 〇〇府・県A市〇〇町〇〇番地 (A団地造成工事) 株式会社B工務店, 〇〇府・県B市〇〇町〇〇番地 (市道B線改良工事)			
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	10,000m <sup>3</sup>			
土地の埋立て等の施工に関する計画	別紙「土地の埋立て等の施工に関する計画書」のとおり			
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画	別紙「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画書」のとおり			
施工管理者の氏名及び連絡先	管理部長 京都 次郎			
周辺の住民への周知の方法	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇自治会周知ビラ配布 令和〇〇年〇〇月〇〇日 住民説明会開催			

注 「土地の埋立て等の施工に関する計画」及び「埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画」の欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、計画書を添付してください。

(添付書類)

- 1 埋立て等区域の位置図
- 2 印鑑登録証明書（申請者が法人の場合にあつては、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）
- 3 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- 4 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合については、土地を使用する権原を証する書面
- 5 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（第2号様式）
- 6 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（第3号様式）
- 7 土砂等の発生から処分までの処理工程図
- 8 埋立て等区域の現況図及び求積図
- 9 埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図
- 10 埋立て等区域の排水施設の計画平面図
- 11 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生に係る位置を示す図面、現況図及び求積図
- 12 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
- 13 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（第4号様式）及び土壌分析結果証明書
- 14 擁壁を設置する場合については、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 15 他の法令等に基づく許認可等を要するものである場合については、土地の埋立て等が当該他の法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 16 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（第5号様式）
- 17 1から16までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 土地の埋立て等の施工に関する計画書

- 1 準備工  
除草及び抜根，進入路造成を行う。  
標識の設置を行う。  
図〇－〇のとおり埋立て等を施工する前の地盤の斜面に段切りする。
- 2 排水計画  
図〇－〇のとおりU字溝を敷設する。
- 3 擁壁設置  
図〇－〇及び図〇－〇のとおり擁壁を設置する。
- 4 盛土工  
擁壁設置後，図〇－〇及び図〇－〇のとおり搬入土砂により盛土を行う。  
なお，30センチメートルの厚さの層ごとに〇〇で転圧する。
- 5 のり面の養生  
のり面は芝張りとし，順次施工する。
- 6 片付け工  
施工終了後，片付けを行う。

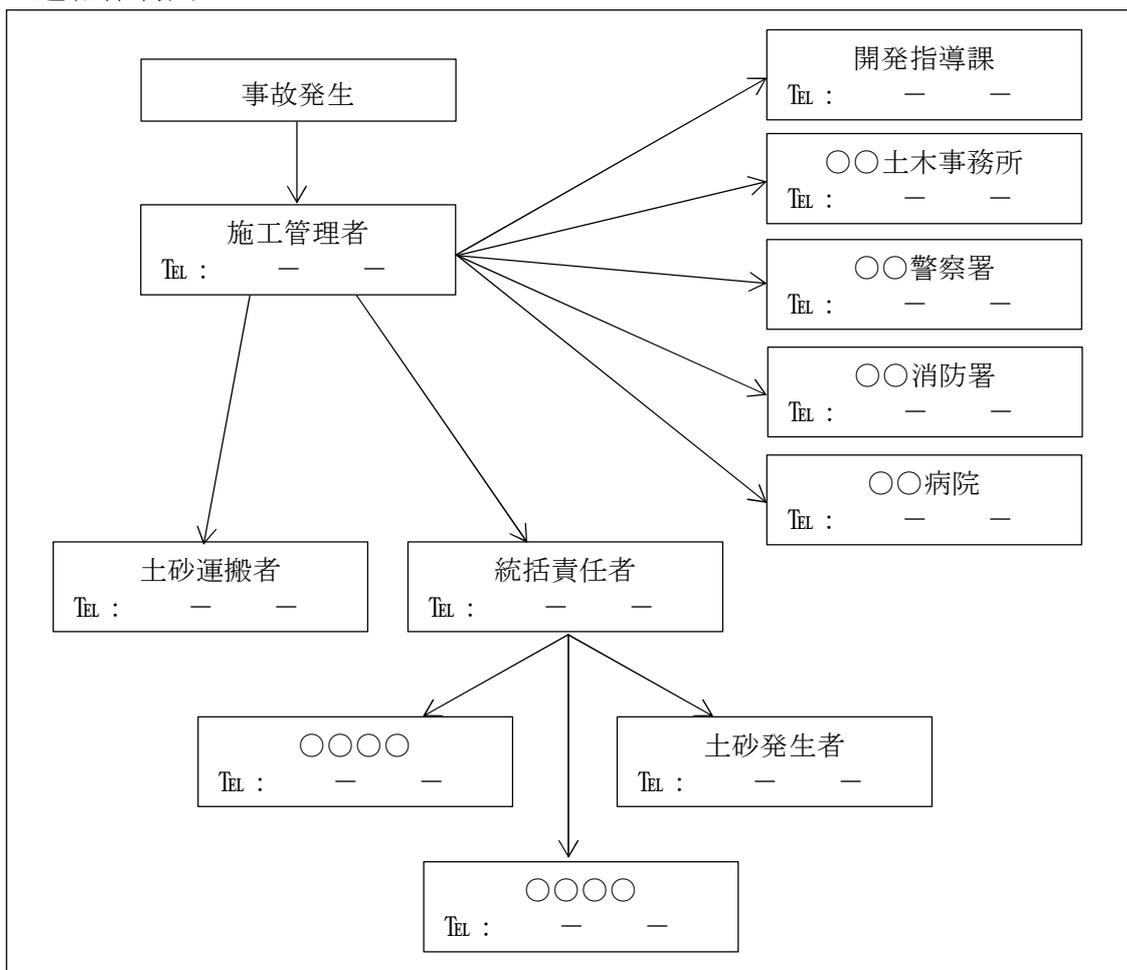
### ※工事手順

別添工程表のとおり

## 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画書

- 1 埋立て等の施工中には、施工管理者を現場に常駐させる。
- 2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底する。

連絡体制図



- 3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのネットフェンス（高さ1.8メートル）を設ける。
- 4 埋立て等区域への出入口は、1箇所とし、作業終了後は施錠する。
- 5 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等の流出等を防止するため、定期的に散水するとともに、道路側境界に側溝を設ける。
- 6 出入口にミラーを設置し、車両搬入時間帯に交通誘導員を配置する。

第2号様式

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬入計画				
	予定量 (m <sup>3</sup> )	最大日量 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	搬入時間	発生場所
A建設株式会社	6,000	100	R〇〇.〇〇.〇〇 ~ R〇〇.〇〇.〇〇	10:00 ~ 15:00	〇〇府・県A市〇〇町〇〇番地（A団地造成工事）
株式会社B工務店	4,000	200	R〇〇.〇〇.〇〇 ~ R〇〇.〇〇.〇〇	9:00 ~ 17:00	〇〇府・県B市〇〇町〇〇番地（市道B線改良工事）
合計	10,000				

土砂等発生元証明書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
土砂等の発生者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〇〇府・県〇〇市〇〇町〇〇番地	土砂等の発生者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名、記名押印又は署名) A建設株式会社 代表取締役 京都 三郎 印 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

<p>京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項又は第14条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、<b>次の場所から発生する</b>ものであること、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。</p>	
(土砂等が発生する) 事業名	A団地造成工事
事業場所 (土砂等の発生場所)	〇〇府・県A市〇〇町〇〇番地
(土砂等が発生させる事業の)発注者	A開発株式会社
事業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
事業に係る土砂等の発生量	7,500 m <sup>3</sup> (うち処分契約量 6,000 m <sup>3</sup> )
今回の証明に係る土砂等の発生量	6,000 m <sup>3</sup>
発生土砂等の運搬者	〇〇府・県〇〇市〇〇町〇〇番地 A運輸株式会社 代表取締役 京都 四郎
発生土砂等の最終処分者	〇〇府・県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 京都 太郎

注 「発生土砂等の運搬者」及び「発生土砂等の最終処分者」の欄には、氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)を記載してください。

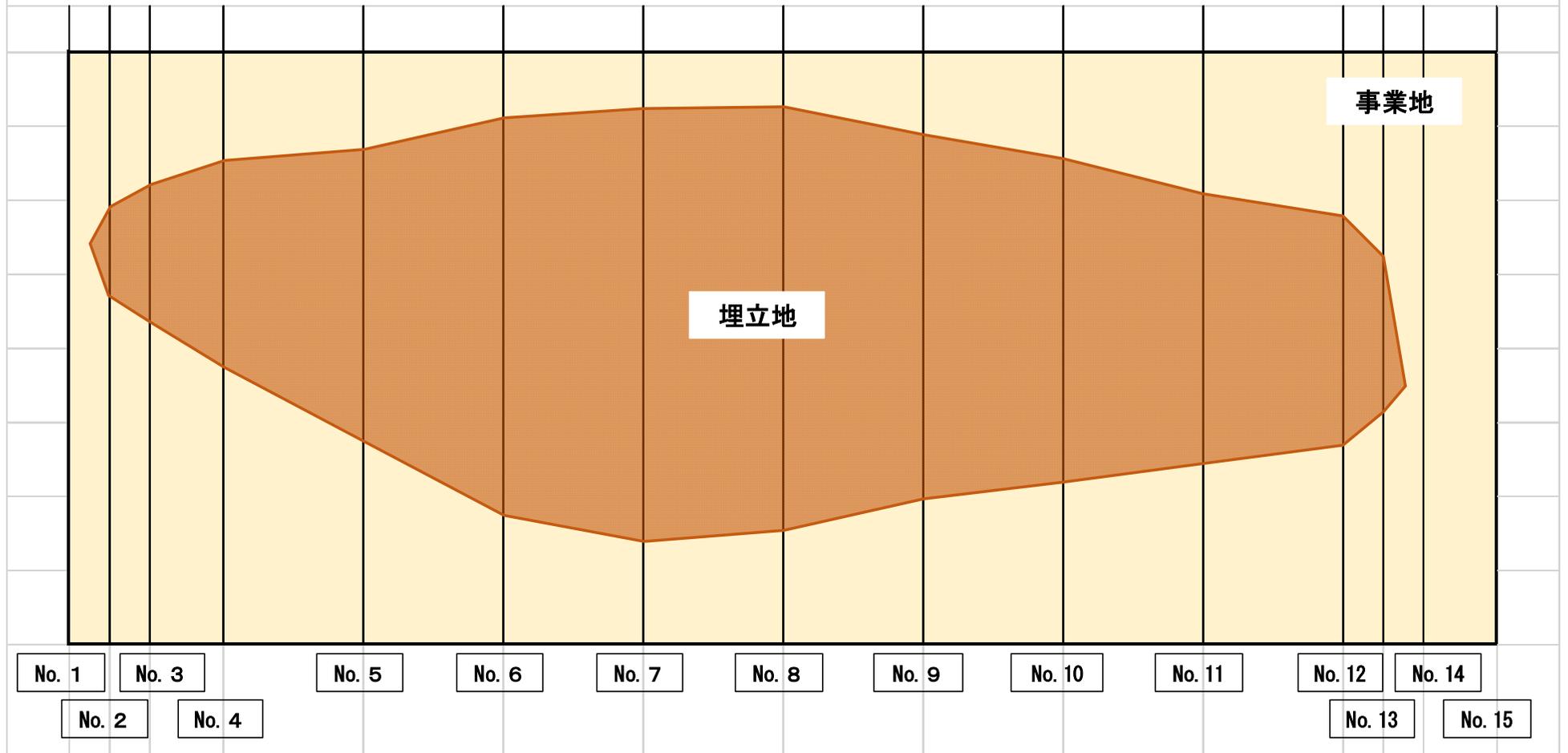
土砂等の発生から処分までの処理工程図



**予 定 数 量 計 算 書**

測点	断面 (m <sup>2</sup> )		平均断面 (m <sup>2</sup> )		距離 (m)	切土量 (m <sup>3</sup> )	盛土量 (m <sup>3</sup> )
	切土	盛土	切土	盛土			
No.1	0	0					
No.2	0	8	0	4	5	0	20
No.3	0	52	0	30	5	0	150
No.4	10	60	5	56	10	50	560
No.5	14	54	12	57	20	240	1,140
No.6	0	66	7	60	20	140	1,200
No.7	0	66	0	66	20	0	1,320
No.8	0	64	0	65	20	0	1,300
No.9	0	62	0	63	20	0	1,260
No.10	0	62	0	62	20	0	1,240
No.11	0	52	0	57	20	0	1,140
No.12	4	40	2	46	20	40	920
No.13	4	30	4	35	5	20	175
No.14	0	0	2	15	5	10	75
No.15	0	0	0	0	10	0	0
合計					200	500	10,500

予定数量計算測点図面



#### 4. 土砂等の採取の状況を記載した報告書

第4号様式（報告書）は、調査区域ごとに作成してください。

第4号様式

#### 土壌調査試料採取報告書

記入例

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名） A建設株式会社 代表取締役 京都 三郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり土壌の調査の試料を採取したので報告します。

検 体 番 号	第〇〇号
採 取 者	株式会社C研究所〇〇課主任 京都 五郎
採 取 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
採 取 場 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 (別添採取位置図のとおり)
採 取 日 の 天 候	晴れ
採 取 深 度	地表面から-〇〇センチメートル

土壌分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

注 「検体番号」の欄には、この報告書に係る土壌分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

誓約書

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
申請者(届出者)の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地	申請者(届出者)の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名、記名押印又は署名) 〇〇株式会社 代表取締役 京都 太郎 印 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申請者(届出者)が京都市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。			
申請者(届出者)並びにその役員及び使用人名簿			
氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名・呼称	生年月日
京都 太郎	きょうと たろう	代表取締役	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
京都 六郎	きょうと ろくろう	取締役	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
京都 七郎	きょうと しちろう	監査役	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

- 注1 申請者(届出者)が個人の場合は、申請者(届出者)本人及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人について記載してください。
- 2 申請者(届出者)が法人の場合は、京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人について記載してください。

## 土砂等の発生場所における土壌の調査に関する

### 必要書類の作成に当たっての留意事項

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、許可申請の手続きに必要な書類のうち、土砂等の発生場所における土壌の調査に関係して必要となる書類は次の①～④とおります（条例施行規則第8条第2項第13号に定める書類）。

- ①土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面
- ②土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の写真
- ③土砂等の採取の状況を記載した報告書
- ④土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限り。））

これらの書類についての留意事項等を60～64ページに示しますので、土壌の調査を行う前や書類作成の際に参考としてください。

条例に基づく土砂等の発生場所における土壌の調査について、その調査内容に不備がある場合、調査のやり直しになる可能性もあります。土壌の調査について不明点がある場合には、試料採取を行う前に、京都市環境政策局環境企画部環境指導課（密 075-222-3955 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎地下1階）までご相談ください。

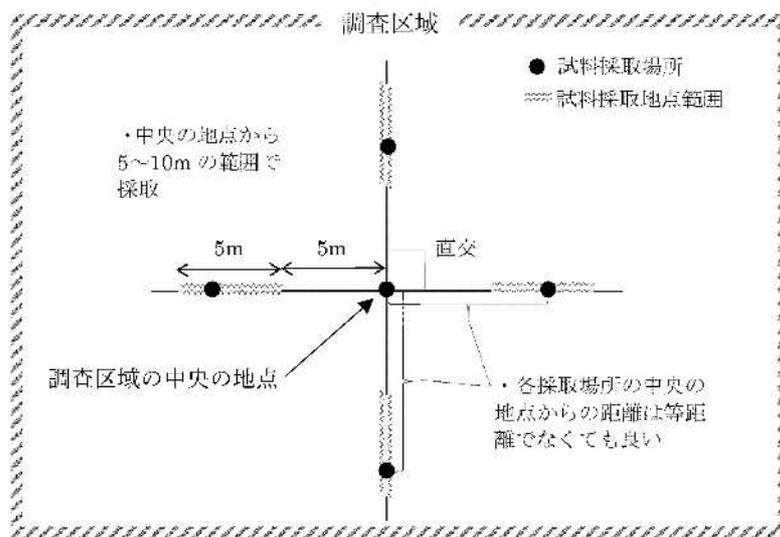
## 1. 発生場所での試料採取地点の選定方法

まず、書類作成の前に、土砂等の発生場所においての土壌の調査に当たっては、条例で定められた方法で適切な試料採取地点の選定を行う必要があります。具体的な試料採取地点の選定方法は以下の図のとおりです(詳細は別図(17~18ページ)参照)。

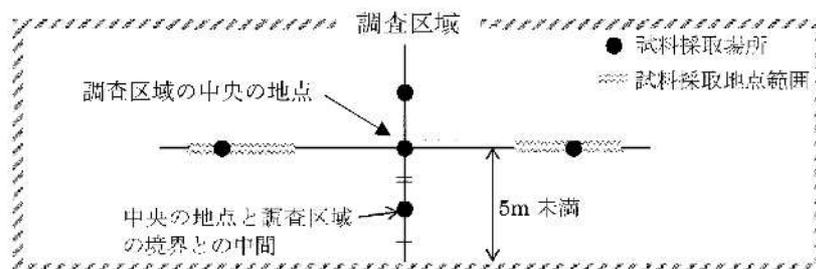
土砂等の発生場所の面積が3,000㎡を超える場合は、発生場所を3,000㎡以内に等分し、等分した区域(調査区域)のそれぞれで試料採取を行ってください(3,000㎡以内の場合には、発生場所全体が調査区域となります)。

採取した土砂等は、調査区域ごとに等量ずつ混合(5点混合)し、それぞれの調査区域ごとに1試料としてください。

図 土砂等の発生場所での試料採取地点の選定方法



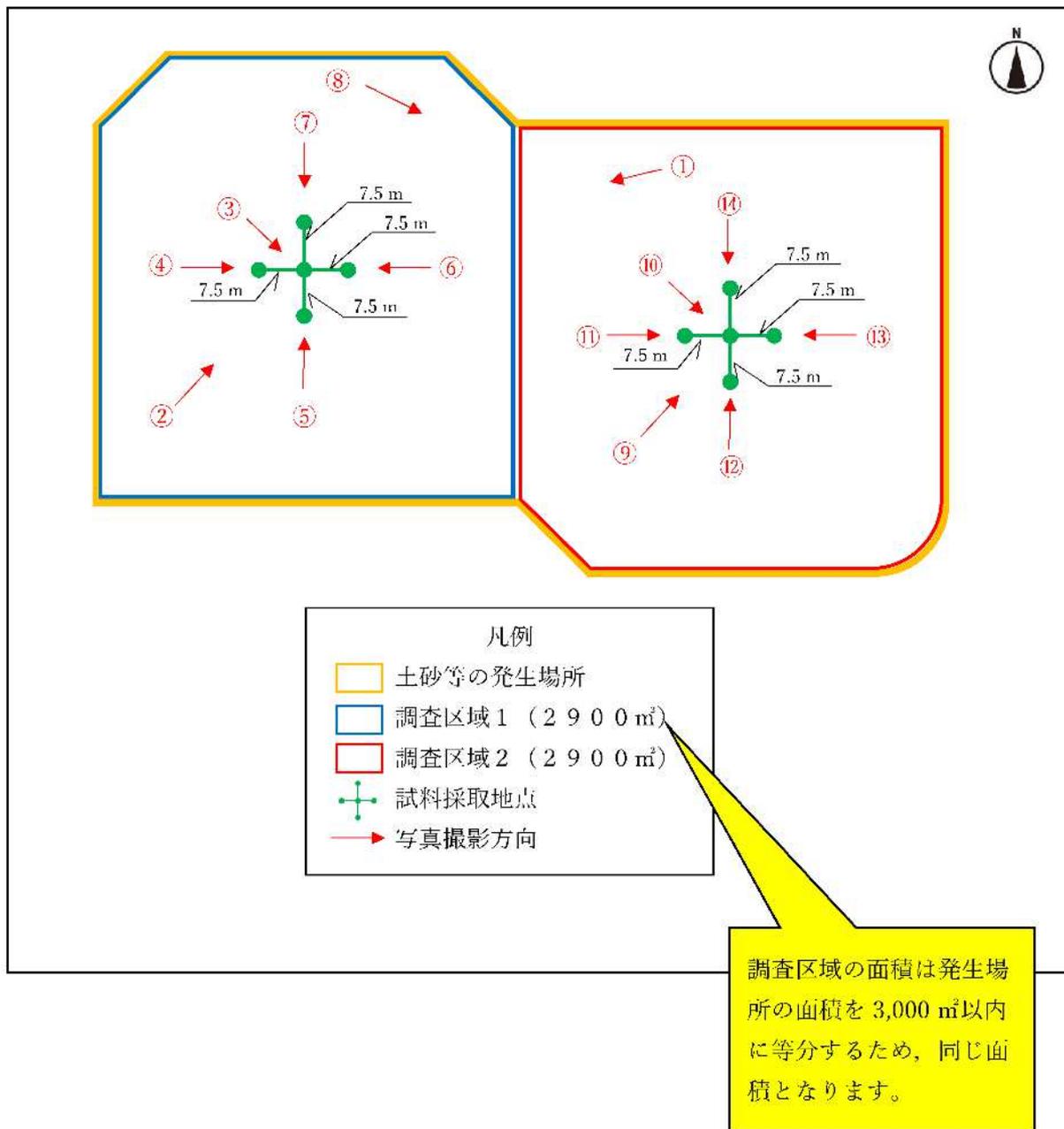
(中央の地点と調査区域の境界までの距離が5m未満である場合)



試料採取に関して不明な点がある場合や、土砂等の発生場所が特殊な形状をしていること等により条例の定められた方法での試料採取地点の選定が困難な場合は、「土砂等の発生場所の平面図」「土砂等の発生場所の求積図」をご用意の上、事前に京都市環境指導課(☎ 075-222-3955)までご相談ください。

## 2. 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面

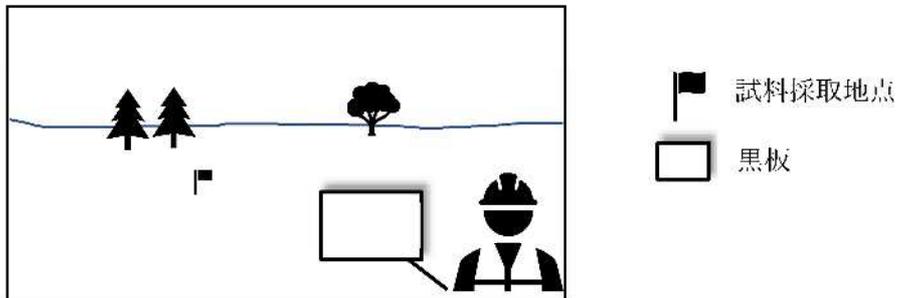
「1. 発生場所での試料採取地点の選定方法」に基づき選定した試料採取地点を、下図のとおり土砂等の発生場所を3,000㎡以内に等分した調査区域ごとに、平面図上にプロットしてください。また、平面図には方位、各調査区域の面積、各試料採取地点の間隔、土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の写真の撮影方向を併せて記載ください。



### 3. 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の写真

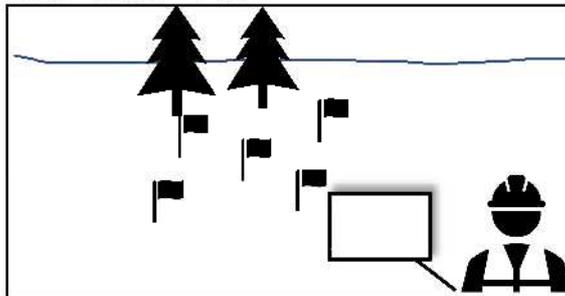
可能な限り、以下のように撮影した写真を添付してください。また、撮影時は黒板等に写真に関すること（撮影日・写真の通し番号・撮影地点名・被写体の種類など）を記載してください。

#### ア 土砂等の発生場所の全景



試料採取地点の中心点が分かるようにしてください

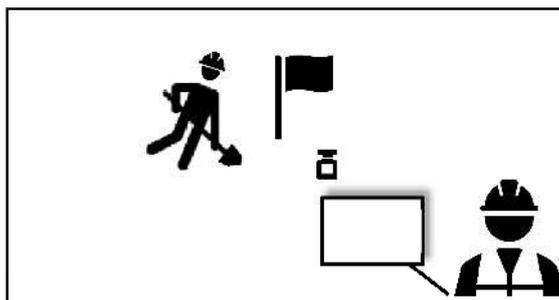
#### イ 試料採取場所の全景



各試料採取地点（5地点）が入るようにしてください。

土砂等の発生場所の面積が3,000㎡を超える場合は、調査区域ごとに写真を撮影してください。

#### ウ 採取した地点の各位置



各地点での試料採取の様子を撮影してください。

#### 4. 土砂等の採取の状況を記載した報告書

第4号様式（報告書）は、調査区域ごとに作成してください。

第4号様式

#### 土壌調査試料採取報告書

記入例

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名又は署名） A建設株式会社 代表取締役 京都 三郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり土壌の調査の試料を採取したので報告します。

検 体 番 号	第〇〇号	
採 取 者	株式会社C研究所〇〇課主任 京都 五郎	
採 取 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
採 取 場 所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地  (別添採取位置図のとおり)	
採 取 日 の 天 候	晴れ	
採 取 深 度	地表面から-〇〇センチメートル	

注 「検体番号」の欄には、この報告書に係る土壌分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

## 5. 土壌分析結果証明書

「1. 発生場所での試料採取地点の選定方法」で選定した地点で採取した試料を、調査区域ごとに5点混合し、条例で規定されている項目ごとの測定方法による分析を計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業者に依頼してください。

また、その結果を「計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限り）」により提出してください。

**京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について  
(申請・届出の手引)**

令和2年5月19日 作成  
令和3年4月 1日 改訂

**[お問い合わせ先]**

**○技術上の基準，条例上の手続等に関すること（許可申請・届出提出先）**

京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所分庁舎 2階）

TEL：075-222-3558

**○埋立基準，土壌調査の方法に関すること**

京都市環境政策局 環境企画部 環境指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所本庁舎 1階）

TEL：075-222-3955

**○土砂への廃棄物の混入等に関すること**

京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所本庁舎地下 1階）

TEL：075-222-3957